

入所利用料金案内

◆ 基本利用料金

● 施設サービス費

【基本型】

要介護度	自己負担分(月額)	
	従来型個室	多床室
要介護 1	708円	782円
要介護 2	754円	831円
要介護 3	816円	893円
要介護 4	868円	944円
要介護 5	920円	998円

【在宅強化型】

要介護度	自己負担分(月額)	
	従来型個室	多床室
要介護 1	750円	830円
要介護 2	822円	905円
要介護 3	885円	968円
要介護 4	941円	1,025円
要介護 5	997円	1,080円

● 居住費・食費

利用者負担段階	自己負担分(月額)		
	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第4段階	1,710円	390円	1,770円
第3段階	1,310円	370円	650円
第2段階	490円	370円	390円
第1段階	490円	0円	300円

● その他の料金 (消費税込み)

項目	1回
生きがい活動費	108円

クラブ活動等で使用する材料に係る費用です。
ご希望により活動に参加された場合にお支払いいただきます。

◆ 加算料金

● 特別な部屋料金 (消費税込み)

項目	月額
個室利用料(トイレ有り)	2,600円
個室利用料(トイレ無し)	2,400円
特別2床室利用料	2,400円
2床室利用料	1,000円

● その他の料金 (消費税込み)

項目	1回につき
理髪料	カット 1,800円 顔剃り 500円

委託業者にお支払い頂く料金ですが、便宜上立替払いさせて頂き、後日に請求いたします。

● 個別加算料

項目	金額
1 夜勤職員配置加算	25円/日
2 短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3か月以内)	244円/日
3 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3か月以内)(週3日を限度)	244円/日
4 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	35円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	47円/日
5 外泊時費用(月6日を限度)	367円/日
6 ターミナルケア加算 ターミナルケア加算11(死亡日以前4日以上30日以下)	163円/日
ターミナルケア加算21(死亡日以前2日又は3日)	832円/日
ターミナルケア加算31(死亡日)	1,674円/日
7 初期加算(入所日から30日以内の期間)	31円/日
8 入所前後訪問指導加算(入所中1回を限度) 入所前後訪問指導加算Ⅰ	457円/回
入所前後訪問指導加算Ⅱ	487円/回
退所時等指導加算	
9 試行的退所時指導加算(1回を限度)	406円/回
10 退所時情報提供加算(1回を限度)	507円/回
11 退所前連携加算(1回を限度)	507円/回
12 訪問看護指示加算(1回を限度)	305円/回
13 栄養マネジメント加算	15円/日
14 低栄養リスク改善加算	305円/月
15 再入所時栄養連携加算	406円/回
16 経口移行加算	29円/日
17 経口維持加算 経口維持加算Ⅰ	406円/月
経口維持加算Ⅱ	102円/月
18 口腔衛生管理体制加算	31円/月
19 口腔衛生管理加算	92円/月
20 療養食加算	6円/食
21 かかりつけ医連携薬剤調整加算	127円/日
22 緊急時治療管理1(月3日を限度)	519円/日
23 所定疾患施設療養費 所定疾患施設療養費1(月7日を限度)	239円/日
所定疾患施設療養費2(月7日を限度)	482円/日
24 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間を限度)	203円/日
25 認知症情報提供加算	355円/回
26 地域連携診療計画情報提供加算(1回を限度)	305円/回
27 褥瘡マネジメント加算(3月につき)	11円/月
28 排せつ支援加算	102円/月
29 サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算Ⅰ1	19円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ2	13円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日
30 介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護保険一部負担額の2.9%

※ 施設サービス費及び個別加算料については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。

※ 介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承下さい。

- 1 夜勤職員配置加算
夜勤の職員配置について、基準を上回る配置を行っている場合に加算いたします。
- 2 短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3か月以内)
個別のリハビリテーション計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、多職種協働による短期集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算いたします。
- 3 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3か月以内)
認知症の入所者に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算いたします。
- 4 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、各職種を充実させ、連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算されます。
- 5 外泊時費用(月6日を限度)
外泊された場合に施設サービス費に代えて算定いたします。
- 6 ターミナルケア加算
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得て、ターミナルケアが行われた場合に加算いたします。
- 7 初期加算(入所日から30日以内の期間)
入所した日から30日以内の期間について加算いたします。
- 8 入所前後訪問指導加算
入所期間が1月を超えると見込まれる入所予定者について、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、また生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算いたします。
- 9 試行的退所時指導加算(1回を限度)
入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合において、退所時に、入所者及びその家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に加算いたします。
- 10 退所時情報提供加算(1回を限度)
入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治の医師に対して、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算いたします。
- 11 退所前連携加算(1回を限度)
入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合において、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対して、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算いたします。
- 12 訪問看護指示加算(1回を限度)
入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、訪問看護が必要であると認め、入所者の選定する訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に加算いたします。
- 13 栄養マネジメント加算
入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントを行った場合に加算いたします。
- 14 低栄養リスク改善加算
低栄養リスクの高い入所者に対して、他職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行った場合に加算いたします。
- 15 再入所時栄養連携加算
介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が、医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算いたします。
- 16 経口移行加算
経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算いたします。
- 17 経口維持加算
現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同し、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は、歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に加算いたします。
- 18 口腔衛生管理体制加算
介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行っている場合に加算いたします。
- 19 口腔衛生管理加算
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合に加算いたします。
- 20 療養食加算
医師の指示等に基づく療養食(適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合に加算いたします。
- 21 かかりつけ医連携薬剤調整加算
6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治医が共同し、退所時に入所時に比べ1種類以上減少させた場合に加算いたします。
- 22 緊急時施設療養費 緊急時治療管理1
病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定いたします。
- 23 所定疾患施設療養費1
肺炎、尿路感染症又は带状疱疹の者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算いたします。
- 24 認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症緊急対応加算1
認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった者を緊急に受け入れた場合に加算いたします。
- 25 認知症情報提供加算
認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等に対して紹介した場合に加算いたします。
- 26 地域連携診療計画情報提供加算
地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れ、その医療機関へ診療情報を文書により提供した場合に加算いたします。
- 27 褥瘡マネジメント加算
褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に加算いたします。

28 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算いたします。

29 サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。

30 介護職員処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。